

## ○猿払村奨学資金貸付基金条例（抜粋）

### （貸付対象）

第7条 奨学資金の貸付けを受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院（以下「学校等」という。）に在学し、又は入学する者
- （2）前号に規定する者の親権者又はこれに代わって学資を主として支弁する者（以下「親権者等」という。）が猿払村に住所を有していること。
- （3）心身ともに健全で学力及び資質が優れていると認められる者
- （4）猿払村医療等職員養成に伴う修学資金貸付条例（平成26年条例第23号。以下「医療等修学資金」という。）による貸付けを受けていない者

### （貸付額）

第8条 奨学資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

- （1）高等学校、中等教育学校、専修学校（高等課程に限る。）及び高等専門学校（3年次までに限る。）に在学する者 月額2万円
  - （2）専修学校（専門課程に限る。）、高等専門学校（4年次以降に限る。）、短期大学、大学及び大学院に在学する者 月額3万円
- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生が休学したときは、休学した日の属するの翌月から復学した日の属する月の前月までの期間、奨学資金の貸付けを休止する。

### （貸付条件）

第9条 奨学資金の貸付条件は、次の各項に定めるところによる。

- 2 奨学資金は、無利子とする。
- 3 貸付期間は、第11条第2項の規定により貸付けを決定した日の属する月又は学校等に入学した日の属する月のいずれか遅い月分から在学する学校等の正規の修業年限の終期の属する月分までとする。
- 4 正当な理由がなく奨学資金の償還を延滞したときは、その未納額につき年5パーセントの割合をもって、償還期限の翌日から支払った日までの日数によって計算した延滞利息を徴収する。
- 5 奨学資金は、貸付期間終了の月の翌月から起算して、1年を経過した後12年以内において規則で定めるところにより償還するものとする。
- 6 第4項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

### （奨学生の募集）

第10条 村長は、毎年度貸付ける奨学資金の総額を公示し、別に定める期間内において奨学生を募集する。

- 2 前項の規定による公示及び募集は、次に掲げる方法により行う。
  - （1）村ホームページ
  - （2）村の広報誌又は回覧

### （申請及び決定等）

第11条 奨学生は、奨学資金の貸付けを受けようとするときは、連帯保証人2人を定め、規則で定めるところにより村長に申請しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、教育委員会の意見を聞き、貸付けの可否を決定し、その結果を奨学生に通知するものとする。

- 3 奨学生が貸付けの決定を受けたときは、規則で定めるところにより、貸付けを受ける奨学資金の返還を誓約する書類その他村長が必要と認める書類（次項において「誓約書等」という。）を提出しなければならない。
- 4 村長は、奨学生が誓約書等を提出しないときは、第2項の規定による貸付けの決定を取り消すことができる。

（連帯保証人）

第12条 前条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、かつ、猿払村に納付すべき村税、使用料その他の滞納（以下「村税等の滞納」という。）がない者とする。

- 2 連帯保証人のうち1人は、親権者等とし、他の1人は、猿払村に住所を有し、かつ、債務返済能力が認められる者とする。
- 3 連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情によりその適正を失ったときは、奨学生は、遅滞なく新たな連帯保証人を定め、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

（貸付の取消し及び繰上償還）

第13条 奨学生又は奨学生であった者（以下「奨学生等」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、村長は、奨学資金の貸付けの決定を取り消し、及び奨学資金の全部又は一部について繰上償還を命ずるものとする。

- (1) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (2) 停学し、又は退学したとき。
  - (3) 死亡し、又は失踪したとき（第15条の規定に該当する場合を除く。）。
  - (4) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学資金の貸付けを受けたとき。
  - (5) 医療等修学資金の貸付けを受ける者となったとき。
  - (6) 連帯保証人の村税等の滞納を確認したとき。
  - (7) 親権者等ではない連帯保証人が、猿払村に住所を有しなくなったとき。ただし、前条第3項の規定により届出をした場合は、この限りでない。
  - (8) 第16条の義務を怠ったとき。
- 2 第9条第5項の規定にかかわらず、奨学生等から申出があったときは、村長の承認により任意で奨学資金の全部又は一部において繰上償還をすることができる。

（償還の猶予）

第14条 村長は、奨学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間について、奨学資金の償還を猶予することができる。

- (1) 奨学資金の貸付けを受けた後、その上級の学校等に在学しているとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事由により償還することが困難であると認められるとき。

（償還の免除）

第15条 村長は、奨学生等が次の各号のいずれかに該当する場合で、奨学資金の償還未済金（延滞利息のあるときは、延滞利息を含む。）が償還不能となったときは、その全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡し、又は失踪したとき。
- (2) 疾病により精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有するとき。
- (3) その他真にやむを得ない事由により、償還不能であると認められるとき。

（届出の義務）

第16条 奨学生等は、本人、親権者等及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく村長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
- (2) 身分、住所その他重要事項に異動が生じたとき。